

ルソー 『学問芸術論』 をめぐって (その一)

井上堯裕

Some Problems about the Success of Rousseau's *Discourse on Sciences and Arts* (1)

The success of *the Discourse on Sciences and Arts* made Rousseau suddenly emerge from long obscurity. He took seriously his argument against civilization which he developed in this essay and persisted to justify this opinion throughout the rest of his life; all the grandeur and the misery of his life as a litterateur would be the result of this obstinate effort.

The author intends to examine the circumstance of the success of this work in a series of articles. The Academy of Dijon and the competition of 1750 which crowned Rousseau are the subjects of this article. What is the Academy of Dijon? What people composed this provincial academy? Who took part in the competition? Why did the Academy choose Rousseau's essay as prize-winner?

周知のように、処女論文『学問芸術論』の成功によって、ルソーは、地位も財産もたない無名の文筆家といううみじめな境遇から、遅まきながら抜け出る機会をつかむことができた。一七五〇年、ルソーが三十八歳のことであった。この論文で、彼は、学問や芸術の発達が社会を墮落に導くことを声高に言いたてながら、まさに自分自身が文芸論文を書き、文芸家としての名声を獲得したのであった。残る後半生、ルソーは、その思想のすべてを、この皮肉で逆説的な立場を正当化するために展開するのであるが、そのみならず、彼があえて言行一致を広言し、実践しようとしたことは、彼を旧来の友人である〈哲学者〉たちから決別させ、孤独な迫害の生活を送らせる結果になった。『学問芸術論』は、ルソーの栄光と悲惨の原点であった。

だが、この一地方アカデミーの懸賞論文が予想外の反響を呼び、画期的な大成功を収めたのには、いくつかの異なった団体や人間集団がかかわりあっている。そして、この論文がどのように受け取られ評価されたかについては、それらを通じて、決して同じではない。すなわち、まず第一に、課題を提出し、ルソーの論文を選としたデイジョンのアカデミーがある。このデイジョンのアカデミーとはどのような団体であり、なぜルソーの作品を選んだのだろうか。つぎに、この懸賞論文の課題を告知し、ルソー自身もそれによってこの課題を知った新聞『メルキュール・ド・フランス』がある。この新聞は、その後も懸賞の結果を詳細に報じ、さらに入選作であるルソーの論文の内容をいち早く紹介してつづく論争に火を付ける役割を果たしている。この積極的なキャンペーンには、どんな意味があるのだろうか。そして最後に、『学問芸術論』が出版されるや、ほとんど間をおかずに、これに批判を加えたポーランド王スタニスラスらの人々がいる。彼らとルソーとのあいだの批判の応酬は、これも『メルキュール・ド・フランス』

により逐一伝えられ、《文芸の共和国》の一大事件となるのだが、これらの人々の批判とはどのようなものだったのだろうか。この一連の論文では、『学問芸術論』の刊行をめぐるこうした問題を検討しようと思う。

(一) デイジョンのアカデミーについて

デイジョンは、フランス東部ブルゴーニュ州の首都であった。そのアカデミーは、この町におかれていた高等法院の最古参評定官であったエクトール・ベルナル・プフィエ [Hector-Bernard Pouffier] (一七三六年没) の遺志にもとづき、その遺産を基本財産として、一七四〇年に創設された。自分では何の学問的な業績も残さなかったこの一評定官が、なぜデイジョンの町の自分の館にエズレの領地からの定期収入をそえて、このアカデミーの設立を遺言したのかについては、この町の支配階級であった法服貴族、すなわち高等法院法官内部の激しい対立があったとされている。⁽¹⁾

一七四〇年の勅許状によれば、このアカデミーを運営する理事会は、高等法院の最古参評定官、それに次ぐ古参の評定官、二十五位以下の評定官から選ばれた一名、今日の検察官に相当する総代官と総弁護人のうち最古参の者、そしてデイジョン市長の五名によって構成されている。つまりこの学術団体であるアカデミーは、主に高等法院の司法官たち、それも年功にしたがって選ばれた人々が中心になって運営されるよう定められていたのである。とりわけ、この五人の理事のうち、代々の最古参評定官は、基本財産の用益権を継承し、アカデミーの例会を主催することを条件にプフィエの残した館に住む権利を与えられ、また基本財産の管理にあたる代わりにそれから生じた収益の余剰を私用することを認められていた。⁽²⁾

それについて、本来の学術研究にあたるアカデミー会員は、六名の名誉会員、十二名の研究員、六名の副研究員

からなり、それぞれ同数のメンバーからなる自然学、医学(ただし基礎医学とそれに関連する植物学、化学などの研究に領域を限定されている)、道徳学の三部門に編成されている。会員の選任権は三名の評定官理事にあり、他の二名の理事は候補者の指名権しかもたなかった。会員は、原則としてブルゴーニュ州の出身者であることとされ、とくに研究員と副研究員にはディジョンに居住する義務があった。研究員は、毎週金曜日午後三時から五時までと定められていた例会に出席し、交替で報告を行なうことが義務として課せられ、また、毎年、論文を提出のうえ、各部門ごとに成績優秀な者二名に賞金が与えられることになっていたが、その論文の提出には、上記の例会に毎月二回以上出席していたことが条件とされていた。⁽³⁾

こうした規定には、研究員に厳重な義務を課す一方、賞金で励ますことによつて、研究業績をあげさせようとする意図があらわに見えている。少なくともこれまでの地方アカデミーというものは、その多くが専門家というよりもアマチュアであつたにせよ、一応は、その社会的地位のもたらす余暇を研究に捧げ、社会に寄与しようとする人々の自発的な結社であつた。モンテスキューは、一七二一年、彼がボルドーのアカデミーで行なつた博物学観察の報告を、つぎのような言葉でしめくくつてゐる。「以上は田園の余暇の果実であります。この果実は、それを生んだ場所で朽ち果てるに違いありません。しかし、社会に生きている人間には、果たさなければならぬ義務があります。いかに些細な余暇の楽しみであろうとも、我々はそれを社会に報告しなければなりません。こうした業績によつて名声を求めてはなりません。実際、名声は得られませんし、名声に値いもしないでしょう。観察の結果は役立てられるでしょうが、観察者は知られることがないのです。人間に役立つすべての人々のうち、おそらくこれらの人々についてだけは、よしんばその恩を忘れたとしても、不正を犯したことはないであらう(4)」。

ディジョンのアカデミーの創立の精神は、こうした鷹揚なアマチュアリズムからはほど遠い。その創立者であつた

プファイエも、たしかに「公共の利益をめざして」アカデミーの設立を遺言したのであった。しかし、それは、法学部の設置しか認可されなかったこの町の大学の欠を補うという、きわめてはつきりとした目的をもったものだった。すなわち、アカデミーは、「公衆にとつてもつとも有益な知識」に関する「博識な講演」を行なうことによつて、「いくらかなりとも学部⁽⁵⁾の授業に代わり得る」ことを期待されていたのであり、したがつて、研究員は、研究者であるといふよりも、むしろ教員として認識されていたのである。つまり、これは、地方アカデミー一般がそうであつたように、学問好きな上流階級の人々の半社交的な集いというのではなく、むしろ公衆の教育をめざす学校であつた。

実際には、このアカデミーは、こうした規約の定める拘束や義務、とくに彼らを競わせようとする懸賞論文の制度を屈辱的と感じた研究員たちが反抗に及んだことによつて、発足後まもなく混乱におちいつた。そして、早くも翌一七四一年には、懸賞論文の制度は改定され、賞金の一部は懸賞論文の公募にあてられ、他の一部は出席手当てとして研究員に配分されることになった。しかし、高等法院評定官らからなる理事会が運営の全権を握る基本的な仕組みは、プファイエの構想のままに維持され、この「ある者が他の者の活動を指揮する学者の団体」という「内外のどのようなアカデミーものつとつていないようなプラン」は、一七六二年の改組まで存続することになる。⁽⁶⁾

ディジョンは、人口二万二千人、十八世紀のヨーロッパでは、規模でこそ一地方都市にすぎなかつたが、中世後期、ヴァロア家諸公の繁栄の時代には、フランドルからネーデルランドにかけて、ヨーロッパでもつとも豊かな一帯を領有したブルゴーニュ公国の首都として、ヨーロッパの政治や文化のひとつの中心であつた歴史をもっている。一四七七年、シャルル豪胆公がフランス王ルイ十一世に破れて戦死したのち、公国はフランスと神聖ローマ帝国とのあいだで分割されるが、その後も、ディジョンは、フランス王国に併合されたブルゴーニュ公領の首都としての地位を保ち、

総督府が置かれ、州三部会の開催地であり、また高等法院と会計院をはじめとする司法・行政機関が所在した。そして、いわゆる法服貴族の地位にある法官を頂点に最下層の書記や執達吏まで、二千人ともいわれる役人や法曹関係者が、この典型的な地方行政都市の生活全体を支配していた。とりわけ、高等法院と会計院の法官たち、つまり法服貴族の一派は、この町のまぎれもない支配階級であった。⁽⁷⁾

十七世紀、ルイ十四世の時代には、この法服貴族は開かれた身分であつて、その權威は、指導階級内部にうち立てられた「見事な均衡」⁽⁸⁾のうえに築かれ、それに挑戦するものをもたなかつた。すなわち、一方では、古い家柄のいわゆる「剣の貴族」は、王権のもとへの権力集中の結果、軍事的・政治的権力を失い、宮廷貴族として州を離れたわずかな大貴族は別として、多くが無為のうちに資産を減らし領地に閉塞していたが、法服貴族の世界は、そのうちでも財と能力のある者を自己のうちに吸収し同化した。そして、他方では、富を蓄えたブルジョアは、紆余曲折はあつても、最後には、売官制であつた法官の地位を買い入れて、貴族の地位に到達することが可能であつた。ブルジョアたちは、ときに嫉妬を覚えることがあつても、むしろ法服貴族と一体化し、彼らを「自然な首領」⁽⁹⁾とみなし、その權威に服従していた。こうして、法服貴族は、それに対抗する勢力を指導階級のなかにもたず、その政治的權威と経済力とで、やすやすと民衆を屈服させていたのである。

しかし、十八世紀になると、官職の世襲が一般的になり（世襲の割合は五〇パーセントに達する⁽¹⁰⁾）、姻戚関係の網の目が張りめぐらされ、法服貴族の世界は次第に外からの侵入を拒む排他的で閉鎖的な身分に変わっていく。ようやくそこまで身分の階梯を一段ずつ登りつめてきたブルジョアは、その究極の目標を目前にしながら、その達成を阻まれてしまった。しかも、ちょうどその時に、十八世紀の経済繁栄から受益して、ブルジョアジーは、その数と力を増していたのである。こうして、ブルジョアジーと法服貴族のあいだに疎隔が生じ始め、一部には、従来のように蓄積した

富を土地と官職に投資し、実業を離れて地主貴族となることを志向しない、新しいメンタリティーをもったブルジョアが出現しだした。彼らは、従来の支配者たちのように、伝統的な社会秩序や地方特権に執着しない。

他方、カースト化した法官貴族の内部では退廃が進み、彼らのもっぱら「自」の利益や特権を守ることのみ執着し、かつての權威をささえていた社会的、知的な威信を失いつつあった。地元ブルゴーニュの貴族にとつて、もはや法官の地位は、昔日の魅力を失い、法服貴族のなかにさえ、このころ復活の傾向を見せていた軍職の權威に惹かれる者が現われるようになってきた。下からのブルジョアの侵入を阻んだ法服貴族は、上では貴族から見放されつつあった。

「わが高等法院は、もはや往時のそれではない。〔……〕現今、軍職によりその名をあげた貴族はもとより、領地に蟄居しておる貴族でさえも、法官の職に就くことを恥とするであろう。」⁽¹⁾官職の価格が年々低下する傾向にあったことは、法服貴族の退嬰と衰勢を如実に示すものであった。こうして、十八世紀中頃になると、法服貴族の主導力が失われ、それにつれて、彼らを頂点とし中核ともしていたデイジョンの指導階級の一体性は崩れだし、諸階層、諸集団のあいだに、反目、嫉妬、憎悪が芽生えるようになった。

ところで、十八世紀初期までは、知的生活の分野でも、法服貴族の支配が完璧に行なわれていた。彼ら法官たちが好んでたしなんだ学問とは、ルネサンスの人文主義の伝統を引く学問であり、古言語学や古文獻批判学やとりわけ訓詁的な考証学であった。⁽²⁾古代史を中心に、あらゆる分野にわたつて、さまざまな事実の真偽を論じ、その詳細を調べ、あるいはその時期を確定する考証研究は、それをささえる豊富な蔵書と根氣のある作業のできる余暇を必要とした。それは、大領主である法官貴族たちにのみ許され、また彼らにこそまさにふさわしい知的な楽しみであった。十七世紀末に一時衰えを見せたこの学問は、裁判長ジャン・ブイエ [Le Président Jean Bouhier] (一六七三—一七四六) によつて再興された。彼は、モンテスキューやヴォルテールに先立って一七二七年にアカデミー・フランセーズ入りを果た

した、フランス内外にその名を知られた大考証学者、大法学者であった。デイジョンの彼の館には、当時のフランスで屈指の蔵書を擁する図書室があり、彼はそこに限られた同学の人々を集め、一種の私的なアカデミーを主催していた。考証学者としてのブイエは、ヘロドトスの研究やキケロの注解で知られるが、法学者としては、「ブルゴーニュ慣習法注解」において、ブルゴーニュ慣習法の起源と変遷をたどり、ブルゴーニュが成文法(つまりローマ法)の行なわれた地域であり、封建法もまたローマ法の適用に他ならないことを明らかにしようとした。この慣習法研究には、彼の考証学的研究法と古代ローマに模範を求めようとする人文主義的な傾向が見られるのだが、同時に、それは、絶対王制が行なおうとしていた全国的な慣習法の統一や王令の適用の企てに対抗して、州の伝統的な特権をその起源の論証により防御し、デイジョン高等法院の独立的存在を固守し、彼ら高等法院貴族の享受する特権や支配権を堅持しようとする、きわめて実的な要請に応えるものであった。⁽¹³⁾ こうして、デイジョンの支配階層における彼の知的権威は、その盛時には、何人も挑戦することのできない絶大なものであった。ブルゴーニュで、彼の権威から離れ、あえて別の学問に興味を抱き、それに打ち込むことができたのは、自然学者ビュフォン(一七〇七—一七八八)のように、司法界を離れ、領地モンバールとパリでの生活を選んだ者のみであった。⁽¹⁴⁾ しかし、大法服貴族の統率力にかけりが見えるようになってきたとき、デイジョンの支配者層の内部では、知的世界においても亀裂が生じ始めた。

はじめに述べたように、デイジョンのアカデミーは高等法院評議官であったブイエの遺言により創設されたのであるが、他になんの取り柄もなかったこの一法服貴族が、あえてこうした発意に出た動機は、官位、資産、教養のいずれにおいても彼に優越していた裁判長ブイエへの嫉妬、反感にあったといわれる。⁽¹⁵⁾ ブイエの遺言の日付は、一七二五年十月一日となっているが、これはブイエの権威がその絶頂にあった頃である。彼は、ブイエがその館で主催していた人文主義的な考証学の研究の集いに対抗して、アカデミーという公的な権威を帯びた学術団体を設立しようと

いう野心を抱いたのである。プファイエは、自分の同輩である評定官理事三名が、事実上、このアカデミーを独占的に運営するように定めた。とりわけアカデミーの主権を委ねられた最古参評定官は、その榮譽に加えて、基本財産の運用益の余剰を私用できるといふ実益までも享受した。まるで、このアカデミーの存在理由は、「学問の進歩というよりも最古参評定官の権威を高める」⁽¹⁶⁾ことにあつたかのようなのであるが、そこには、言うまでもなく、プファイエ裁判長職にあつた人々へのあからさまな対抗意識が見える。だが、当然のことながら、最古参評定官は、司法のヴェテランでありえても、学問の理解者であるとは限らない。実際、ルソーの論文が入選した一七五〇年当時、その地位にあつたジャン・ヴィット [Jean Vittel] (一六八一—一七六九) は、温厚実直で抜群な記憶力の持ち主ではあつたが、精神的な視野が狭く、学問研究にはまったく無理解な人物であつた。彼は、自分に委ねられたアカデミーに何の効用も認めず、出費を惜しんで規約が定めている書記を置くことを拒み、例会の会場に当てられた一室は、うらぶれるままに放置された。⁽¹⁷⁾

このようなディジョンのアカデミーのあり方は、裁判長クラスの大法服貴族を中心として形成されていたこの都市の従来の知的エリートを、当然、排除するものであつた。当時のディジョンの法官社会には、プファイエの他にも、プロストとビュフォンという文芸・思想界に名を馳せた二人がいた。古い貴族の家柄で裁判長の地位にあつたプロスト [President Charles de Brosse] (一七〇九—一七七七) は、スタンダールにも大きな影響を与えた『イタリヤからの手紙』で知られるが、プファイエのもっともすぐれた弟子であり、享樂的で権勢を誇りとする大貴族の一面と堅実な経済観念をもつた領主の一面とを兼ね備えた、ディジョンの典型的な大法服貴族であつたから、目下の評定官たちが支配するこのアカデミーに関わりあうはずもなかつた。⁽¹⁸⁾ 他方、高等法院評定官を父としながら、自然学者の道を選んだビュフォンは、科学アカデミー会員となり、このころ王室植物園総監に任じられたばかりであつたが、アカデミーの認可に力

を貸し、発足当初、名誉会員に選ばれた。しかし、その彼も、その後まもなく、他の二人の名誉会員とともに、このアカデミーとの関係を断っている。⁽¹⁹⁾さらに研究員の幾人かもアカデミーの実情と混乱を目のあたりにして辞任した。

理事たちは、学問的な関心も判断力もいままに、結局、気紛れや縁故によって、会員の人選を行なうことになる。会員のポストは、時には、自分のふところを痛めずに身内に与えることのできる俸禄同然に扱われ、才能ある人材よりも彼らに追従する人物が重んじられることも多かつた。⁽²⁰⁾たかだか人口二万余りの都会で、真に才能ある人物を何人も見つけることは、もちろん、期待できなかつたにしても、アカデミーは、この町のわずかな知的エリートさえも、そのすべてを結集しているとは、到底、言えなかつた。一七五〇年当時の研究員について見ると、十二名の社会的職業的な内訳は、医師七名、弁護士三名、財務局検事一名、下位聖職者一名であり、全員がブルジョア階層に属している。⁽²¹⁾要するに、このアカデミーでは、法服貴族が支配、管理し、そのもとで、医師や弁護士を主体としたブルジョアが研究に従事するのである。

プファイエの遺志は、このアカデミーが研究しようとする学問にも顕著にあらわれている。先にも見たように、アカデミーは「自然学」「医学」「道徳」の三部門に編成されていた。それは、プファイエの遺言のなかの文言「アカデミーは」人間に有用な題材に専念し、公衆に有益な資料を採求するのであるから、自然学および道徳に関する題材、また自然学に依存する医学の基本的原理が、本アカデミーの例会の主題となるであろう」⁽²²⁾に基づいている。ここには、人間を取り巻きその労働の対象となる自然を理解し、また人間の身体を良好に維持し、その精神を健全に保つのに、直接に役立つ知識のみをもつばら得ようとする、きわめて実際的な学問観がある。この狭い実用主義的関心からすれば、歴史や文学は、虚学として排除される。こうしてこのアカデミーの学問は、高等法院貴族がたしなんでいた伝統的な考証学が何よりも純粹な知的楽しみであつたのと、その実用主義により対照的であつたことはいうまでもない。

また、考証学は、法学の領域に適用された場合、過去の文献に依拠して、伝統的な制度や特権をその古さを根拠に正当化する機能を果たしていた。それは、自己の特権や身分制社会の枠組の維持にのみ執着するようになった保守的・退嬰的な法服貴族層のありかたに見合っていたと言えるだろう。それにたいして、このアカデミーの学問は、その実際の水準はともかく、その意図においては、知識の進歩により公共の利益の増進に資することを目指していたのである。さらにそのうえ、このアカデミーが携わろうとしている学問は、豊富な文献をそろえるのに必要な財力と根気のいる研究に打ち込む余暇を前提とした考証学にたいして、比較的、安価で安直にできる学問でもあった。研究員たちは、一般に知られた知識をもとに、彼らなりの観察や考察を付け加えれば、それなりの「成果」をあげることができたのである。

実際、このアカデミーの学問水準は、けっして高いものではなかった。にわかにかき集められた研究員は、自然学や医学の部門では、現に医術に携わっている医者たちであつて、彼らは、真の科学研究に必要な好奇心や粘り強さを欠き、何よりもそれに熱中できるだけの余暇をもたなかった。彼らが手がけた報告のテーマは、「血液の循環」、²³「靈魂が心臓に存在するという意識の検討」、「睡眠について」、「壊疽の原因と療法」、「物体の電気について」、「音の形成と特性」、「鐘の音の雲への影響」、「ぶどう酒の質の差異について」など、多くが医者である彼らの専門の領域を越えず、越えたとしても、当時の流行の話題やこの地方固有の関心事の範囲を越えなかった。また、その内容も、当時の一般的な知識や通説に、せいぜい彼ら自身が行なった簡単な観察の結果や私見を付け加えたものにすぎない。豊富な事実の収集に時間と労力を費やすゆとりはなく、自ら理論化を行なう能力ももたない彼らは、細かな主題について、²³できあいの理論にいくつもの事例をつけて、いわばインスタントな結論を引き出すことをもって満足していたのである。

道徳の分野でも、報告の大部分は、『礼節について』、『偏見について』、『アカデミーの効用』、『結婚と夫婦愛』など、ありきたりの主題についてのありきたりの弁論でしかなかった。⁽²⁴⁾ 研究員は、普段から道徳を説くことを慣わしとしていた弁護士や聖職者たちであったから、こうした主題を、聖書や古典からの引用を駆使し、美辭麗句をちりばめ、時には気のきいた逆説をまじえながら論じるのは、お手のものであった。だが、科学の場合とは異なつて、道徳についての論議は、事実に関する論議ではなく、『自然の光』（＝理性）や『良識』にのみ依拠して論じることができたから、時には当たり障りのない無邪気さを通り越すこともありえたとし、深刻で重大な問題の核心に迫るのにも、さほどの知力には要しなかつた。この点で、一七五〇年前後に、『學問芸術論』の論点と関連した一連の主題が論じられ、ルソーの主張に近い議論が行なわれていたことは、きわめて興味深いことである。

すでに一七四三年、道徳部門の最初の懸賞論文の課題は、『自然法は、政法の助けなしに、社会を完全に至らしめることができるか』⁽²⁵⁾ というものであった。先にも述べたように、裁判長ブイエの率いる考証学的研究は、さまざま奇妙な規定を含むブルゴーニュ慣習法について、その起源をローマ法にさかのぼって探求することにより、その正当化や復元をめざそうとするものであったが、この頃から、ディジョンの弁護士や法学部教授たちは、こうした過去の權威による正当化に批判を向け始めていた。ある制度の古さは、それをただちに正当化するものだろうか。彼らは、現行の慣習法はそのままに適用するにしても、その過去による正当化は捨て去り、むしろ良識や自然法の原理に照らして、その改善を期待するようになっていた。⁽²⁶⁾ 懸賞論文の課題は、こうした状況のなかで、ブイエらの考証学への批判の意図を帯びたものであつて、入選者であつたディジョン大学教授フロマージュ [Fromageot] の論旨が、肯定的な答えであつたのは当然のことであつた。人間のあいだの關係を規制するのは、本来、自然法だけで十分であつて、暴力により自然法が損なわれたときにのみ、実定法は必要となつた。しかし、実定法が尊重されるとすれば、そのもつ

効力や説得力は自然法によつており、社会と実定法を完成に導くことができるのは、自然法のみである。したがつて、現代社会の誇りとする「偽りの礼節」は、社会を教化するものではありえない。そして、こう論じたフロマジヨが文明社会の退廃を告発するに至つたとき、その言葉は、あたかも「ルソーを予告するもののように」響く。「新しい技芸は、効用と快楽のみを競い、それによつて、仮面の美德や反感や悪徳が、いわばあるがままに共存するように取り決められている。うわべだけの社会では、人びとは習慣により付き合ひ、尊敬もなしに誉めあい、その気もないのにお世辞を言い合う。まさに芝居の言語、交際であつて、人びとは、おのおのの役割の利益によつてしか交渉せず、心情と真実の人物は、ほとんど嘲笑の的ではない。」⁽²⁷⁾

その後、一七四四年には研究員のブレ [Bre] が、一七四九年には名誉会員のランタン [Lantin de Damerey] が、それぞれ例会の報告で奢侈について論じている。ランタンの論調は、行きすぎた奢侈が家庭を破産させ、習俗の退廃を招き、社会と国家の基礎を危うくする恐れを説き、質素で穏やかな生活の美德を讃えるありふれたものであつたが、この弁論が読まれたのが、一七四九年十二月の例会であつたことは、注目に値する。ルソーに栄冠を授けることにな
 る問題の懸賞論文の課題が決定されたのは、同年の八月であつたからである。なお、さらに一七五二年には、医学部
 門のオワン [Hoin] が、無為と贅沢に耽る生活を、自然な本能を妨げ、情念の節度ある作用を損なうものとして非難
 する二編の論考を発表している。⁽²⁸⁾

こうして見ると、デイジョンのアカデミーの会員たちが、十八世紀ヨーロッパ文明が生み出した奢侈や洗練された社交を、自然で堅実質素な美德の生活からの墮落としてとらえていたことは明らかである。こうした議論がとくに新しいものではないことは言うまでもなく、また、彼らの批判がデイジョンの大法服貴族たちの形成していた社交界を直接に念頭においたものであつたことも、ブシャールの論じるとおりであろう。いずれにしても、一七四九年八月一

日の会議で、翌年の懸賞論文の課題を「学問、芸術の再興は、習俗を純化するのに貢献したか」と決定したとき、アカデミー会員たちは、どのような議論が展開されるべきかを、すでにはつきりと思い描いていたことだろう。彼らが期待していた答えは、肯定ではありえなかつた。

(二) 一七五〇年の懸賞論文

デイジョンのアカデミーが公募した一七五〇年度の懸賞論文の課題は、一七四九年八月の会議で決定され、詳細な募集要項とともに、『メルキュール・ド・フランス』十月号によつて、一般に報知された。懸賞は三十ピストール金貨(三百リーヴル)相当の金メダルである。論文はフランス語で書かれても、ラテン語で書かれてもよく、朗読に三十分以上を要してはならない。締切は翌一七五〇年三月末日。そして、こうした懸賞論文の応募規定一般に共通して、審査員にたいして応募者の秘密が守られるよう周到な措置が記されているが、それにもかかわらず、デイジョンでは、このアカデミーをこころよく思わない上流階級の人びとから、審査の公正について、疑惑の噂が絶えなかつた。⁽³⁰⁾

懸賞には、締切までに、十三人の応募があつた。応募者は、全体として、まったく無名の地方人であつて、判明している限りでは聖職者をもっとも多く、その他に医師などがいた。このような応募者のあり方は、ロッシユの研究によるこの種の懸賞論文への応募者の一般的な傾向と一致している。彼らアマチュア知識人たちが懸賞に応募したのは、何よりも田舎町に埋もれている自分の知的才能を試したいという欲求にその動機があつた。「アカデミーのコンクールへの応募は、文化階級全体に開かれた知的参加の唯一の形態であつた」⁽³¹⁾のである。そして、さらには、あわよくば栄冠がもたらすかもしれない名声と懸賞の実利に、野心を駆り立てられたからであろう。ちなみに、デイジョンのア

カデミーが懸賞とした三百リーヴルの金メダルの価値がどれほどのものであったかは、当時の労働者の日当が一リーヴルを越えず、村の学校教師の年俸が五十リーヴルから百八十リーヴル程とされていたことから、およその想像がつくであろう。³²

十三人の応募者のうち、八人が学芸擁護の立場をとり、課題にたいして肯定の回答を寄せている。明らかに否定的な答えをしたのは、ルソーと佳作二名のうちの一人に入選したトロワ在住の歴史家グロレー [Grosley] の二人にすぎず、残る三人は、肯定否定を決めがたいとしたり、学問と芸術とを区別したりする立場をとっている。大多数の応募者が肯定の論調を展開しているのは、懸賞の主催者であるアカデミー会員たちの意向には反するものであつたらうが、この啓蒙思想の時代のおおかたの風潮からすれば、むしろ当然のことであつたらう。彼らは、いつの時代にも見られるアマチュア知識人たちのように、新しい思想のもつ權威に同調した人びとであり、彼らの学芸擁護の論調は、弁論の巧拙はあれ、彼らが自分のものにした啓蒙思想の常識に沿ったものであつた。精神の光は心情の徳を開花させる。学問は、人間にその本性がなんであるかを知らしめ、善悪の判断を教え、人間を本能や情念の拘束から解放し、人生の永遠の目的へと導くものである。また、芸術は、野性の荒々しさを和らげ、穏やかで繊細な感性を養い、平和と豊かさをもたらすのである。そして、無知の支配した中世の暗黒、野蛮、暴力、放縦にたいして、学芸が繁栄する現代の豊かさ、洗練、安寧という常套のイメージが対照される。³⁴

しかし、彼ら田舎の知識人たちは、現代文明を謳歌するにしても、ヴォルテールの『浮き世人(ル・モンダン)』に代表されるような野放図な快樂主義とは無縁であつた。彼らは、素朴に、学問芸術が道徳の向上に貢献する限りでそれを評価し、もしその「前進が習俗の純粹にとつてなんらかの危険となる可能性があれば」、それを犠牲とすること
を惜しまない。彼らは、キリスト教の信仰が何よりも優越することを一致して認めており、ある者は、知識の拡大発

展は信仰を損なうものではなく、むしろ信心を啓蒙し、神学をより完成させ、宗教への疑惑を解消させるものであると論じようとしている。さらに多くの論者が、才能は善用も悪用もされうると論じたり、あるいは歴史や哲学については道徳的効用を認めながらも、伝統にしたがって、演劇は「悪徳の学校」として排斥したりするなど、学問芸術の礼賛になんらかの留保や制限を加えている。これは、いわばこうした論文作法の常道にのっとり、極端な結論を避け、中庸の結論を導こうとするものであった。⁽³⁵⁾

こうした学芸擁護論のうち、ディジョンのアカデミーは、ブザンソン大司教座聖堂参事会員で司教補佐のタルペール師「Jabbe Talbert」が書いた論文をもっともよく書けたものと評価して、前述のグロレの論文とともに、佳作に選んだ。アカデミーの議事録は、この論文を受賞作としなかつた理由を詳細に述べているが、それはきわめて興味深い。「もし仮に本アカデミーが自身の文芸への傾倒や熱意のみを考慮したならば、タルペール氏の側に組したであろう。しかし、そうしたならば、真理の側を裏切つたことになるであろう。何となれば、余りにもしばしばそうなるように、もし誤つた熱意のあまり、それをもつてはいない者に何らかの利点を認めようとするならば、この身びいきのために、真に利点をもっている人びとにたいして、疑いの余地を生じさせることになりかねないからである。善はその効果において悪の比では決してないから、学問が善よりも悪を多く生んだことは、あまりにも真実である。タルペール氏は、学問の有用性と必要性を主張した。権利の問題は、検討し尽くされ、十分に明らかにされた。しかし、正しい論理においては、人は権能によつて行為についての判断を下すことは決してしない。氏は事実の問題を無視したが、そこそが課題において問われていた唯一の問題であった。アカデミーは学問が習俗を純化し得るか否かを問わなかつた。アカデミーはその可能性を確信している。アカデミーが問うたのは、学問が現実習俗を純化したか否か、すなわち人間を道徳的次元においてのみとらえたとして、人間は、より有徳に、より誠実に、より公正になつたか否かである。

まさにこの事実の点について証明が必要であった。タルベール氏はまったく証明をしなかった。「……」氏はおそらく成功が困難だと感じていたのであろう。文芸は、ある観点からすれば有益であり必要であるが、期待すべき効果をもにもしばしば、疑いを生むことにしか役立たなかつた。精神の側で獲得されたことがあつても、それは習俗の厳格を犠牲にして得られたのであつた。「……」われわれは、おそらく父祖よりもより学識があり、より啓蒙されているであらうが、より廉潔な人間であるだらうか。ここに難問がある。³⁶「アカデミー会員たちの意見は明快なものだつた。

彼らには、時代の誇りとする理性の進歩が、そのまま人間の道德的進歩をもたらし、あるいはもたらし得るものだと考へられない。彼らが目のあたりにしている現実が、それを否定しており、真理に忠実である彼らの使命が、そうした安直なオプティミズムに加担することを許さない。田舎町の謹厳実直なアマチュア・アカデミシャンたちは、その境遇のゆえに、学芸の魅力にわれを忘れて没入することもなければ、奢侈の快樂に耽溺することもないのである。

デイジョンのアカデミーが否定の回答をしたたつた二編の論文を、いずれも入選としたのは、当然のことだつた。

しかし、問題のルソーの論文の場合、アカデミーは、その主張に全面的に賛同し、この論文を受賞作としたわけではない。議事録によれば、報告者であつた道德部門の研究員ジュロ(Geoz 元弁護士、財務局検事)は、ルソーの論文の要旨を紹介したうえで、結論として、次のように入賞の理由を述べている。「アカデミーは、ルソー氏の作品を入賞とすることによって、われわれには何ら役に立たないその政治的格率を採用しようと主張するものではない。また物理学者や幾何学者の発見が、国家の統治や習俗の純化に貢献しないからというので、それらを無益だと言う彼の見解にも、組するものではない。ここでは、彼は問題から逸脱している。なぜならば、直接にこの目的に向かわないものすべてを無益と見なすのは、問題を拡大しすぎることになると思われるからである。大部分の発見はきわめて大きな利

益をもたらしたから、それらを等閑視することは許されない。しかしながら、彼は芸術と学問の再興が習俗を純化するのに貢献しなかったことを確実に論証しており、アカデミーは事実の問題の論証に賞を与えるべきであると考えた。経験を否認しなかり、この論証の真理を否定することはできない。⁽³⁷⁾ 彼らアカデミシャンは、小都市共和国ジュネーブ市民の政治原理が大君主国フランスには通用しえないことを、ただちに理解していた。また、たとえば科学のもたらした物質的な利益それ自体を否定しようとするものでもなかった。それでは、彼らはルソーの論文にどのような「事実の論証」を読み取ったのだろうか。ジュロの行なった要約にそれを見ることができ⁽³⁸⁾。

ところで、「事実の論証」というならば、ルソーは、論文の第一部で、学芸の発展にともなつて道德の腐敗が生じていることを、史実をあげて論証しようとしているのだが、ジュロは、この第一部については、ごく簡単な要約で済ませている。彼らアカデミシャンにとって、「事実の問題」はあらためて述べるまでもないほどに当然の事柄であつたし、それにルソーのあげている史実は、彼らにとつても常識だつたからであらう。むしろ、史実のあちこちに散らばつている名文句や雄弁に、まるで無関心に見えるのは興味深い点である。たとえば、あの「鉄鎖のうえにひろげられた花飾り」という有名な一節、それに続く礼節の偽善の痛烈な暴露、そしてうわべと流行の「卑しいまやかしの画一性」に支配された不透明な人間関係が生み出す疑心など、われわれがルソーの思想の核心をなすことになると考え、また、われわれの感性に強く訴える文章になんら触れることがなく、また、ルソーが筆力の限りを尽くして彫琢したに違いないあの「ファブリキウスの弁説」もまったく無視されている。

なぜ学芸の進歩が道德的退廃を生じるのかを理論的に論じようとした第二部は、比較的長く紹介されているが、そこにも同じような言い落としが見いだされる。先に引用した結論で、ジュロが留保を表明した祖国愛、平等、市民意識などの共和制的な政治原理にかかわる箇所や、あるいは学問それ自体の無益無用を主張している箇所が要旨から削

られているのは、審査報告という趣旨からして、当然とも言えよう。それはともかく、その他にも、学芸の発展は文弱の弊を生じ、国家の滅亡を招くと論じたかなりの長さにわたる部分、あるいは無用な知識を教え、道徳を説くことのない学校教育への批判など、やがて多くの論者の批判を浴びることになる論点が、すでにここでも省かれている。結局、要約のなかに拾われた部分、つまり、デイジョンのアカデミー会員たちの評価した『学問芸術論』の骨子は、およそ次の三つの論旨にまとめることができるのだが、これは、われわれの目には、かなり貧弱なものになってしま

う。

——古代からの史実が示すように、学問・芸術の進歩は、奢侈を招き、信仰や道徳の基礎を侵し、悪徳を助長する。そのうえ、今日では、印刷術によつて、危険な思想は永久化され、賤民たちにまで学問の道が開かれてしまった。また、通俗的な趣味への妥協が芸術の頹廢をもたらしている。

——ベーコン、デカルト、ニュートンのように、人類の教師と呼ばれ、人間精神の記念碑を築くのにふさわしい天才には、たしかに学問が奨励されるべきだろう。しかし、大多数の学者たちの語る事柄は、有害無益な妄言にすぎない。

——真の学問は自分自身にたち戻ることにある。情念を静め、内なる本性の声に耳を傾ける、そこに真の哲学がある。

要するにアカデミシャンたちが『学問芸術論』に読み取ったのは、彼らの素朴なモラリズムにもとづいた学問芸術の現状批判であり、その乱用が生み出す道徳的混乱や頹廢の告発である。ルソーは、文明の要素としての学問芸術それ自体を否定している。彼の論旨は矛盾と混乱に満ちているが、それでも、この論文には、近代の文明や社会にたいする根元的な批判へと発展していった要素が含まれていた。ところが、デイジョンのアカデミー会員たちの理解では、

それらの要素は一切欠け落ち、『學問芸術論』は、すっかり角を落とされてしまい、ありきたりな常識的道德論に還元されてしまっている。それは、報告のために行なわれた、まるで学生がするような要約の作業のせいだろうか。そうでないことは、ジュロが報告全体のしめくりで述べている見解に照らしても、明らかである。「人はまったくの無知であつて良い品行の持ち主ではないこともありうるし、學問があつて良い品行の持ち主であることもありうる。心情の正邪が品行を決めるのであつて、學問は、無知も同様であるが、その偶因にすぎない。人間の心情の邪惡とそれが行なう理性の光の乱用とを暴露したアカデミーは、それがために、學問にたいしてカーナンの父「ハム 創世記九—一二」が行なつた無礼な言動を、繰り返そうとしたと見なされるものではまったくない。アカデミーは學問の運命をけつして恐れるべきではない。」

その後のルソーの思想の展開や後世への影響を知るわれわれの目には、ジュロらアカデミシャンたちは、彼の思想をきわめて浅薄にしか理解していなかった、あるいは、ほとんど誤解していたとさえ見えるだろう。しかし、彼らの無理解や誤解を指摘し、批判するのは、必ずしも正当とは言えないだろう。要するに、それは顧みての批判である。實際、ルソー自身にとつてさえ、この大仰な雄弁に溺れた矛盾撞着だらけの論文で、何が彼の真意なのか明瞭であつたらうか。

おそらく、デイジョンのアカデミー会員たちは、無味乾燥な要約で削り落とされてしまつた『學問芸術論』のバテティックな要素にも、心を動かされたであろう。弁舌を業とする彼らは、ルソーが技巧のかぎりを尽くして駆使した「パトス」(情動法)に魅せられ、その文才を高く評価したことであろう。「ルソーの」作品に輝いている天賦の才能と、他の大部分の論文の陳腐さ、平凡でわざとらしく空虚なレトリックとのあいだには、深淵が存在した」とすれば、なおさらのことである。しかし、⁽⁴⁰⁾彼らは、また、奢侈によつて腐敗し、富と快樂のみを渴望する現代社会の姿を告発し、

あるいは、奇矯な言説により人心を惑わし、道徳への尊敬を失わせ、不信仰を助長している哲学者たちを非難するルソーの警世の叫びと、失われた古き良き時代の純朴への憧れに満ちた賛美とに、単なる常套的な修辭ではない真情を感じたことでもあろう。いうまでもなく、そこには、才能を自負しながらも認められず、フランス文明の豪奢と洗練のただなかで屈辱的な生活を送っているルソーの憤りと恨み、そして自分のうちにある無垢な自己と、それを育んだ故郷ジュネーヴへの痛切な憧憬がこめられている。そして、デイジョンのアカデミー会員たちも、自己の職能に誇りと愛着を抱きながらも、彼らのおかれていた社会的地位からして、生まれ、教養、生活で彼らに優越し、彼らを見下し、彼らの社会的上昇を阻んでいる「貴族階級」(アリストクラシー)に羨みと憎しみを抱き、優美なうわべに包まれた貴族社会の洗練された悪徳に、苦い怒りを覚えていた。こうしてフランス文明のなかにはぐれ込んだ「ジュネーヴ市民」ルソーと、地方都市デイジョンの謹厳な知的ブルジョアたちとのあいだに、「一種の希求と怨恨の共通性」⁽¹⁾が見られたのである。

注

(1) 本稿の主な参考文献は、第二次大戦後、デイジョン大学の学長ともなった歴史家 Marcel Bouchard のやや古い二冊の書物である。第一は、彼の博士論文である *De l'humanisme à l'Encyclopédie — l'Esprit public en Bourgogne sous l'ancien Régime, 1930* であり、第二は、『学問芸術論』の受賞二百年を記念してデイジョンのアカデミーで行なわれた二度の講演をもとにした *L'Académie de Dijon et le Premier Discours de Rousseau, 1950* である。この二編の研究は、いずれもデイジョン市図書館所蔵の豊富な手稿史料などに基づいた詳細で手堅い実証的研究である。いずれ原史料にあたって研究を深める機会があることを期待しつつ、さしあたりこの二冊の文献に他の研究文献を参照して一応の所論を取りまとめることにした。

(2) M. Bouchard, *L'Académie de Dijon*, p. 18, 20. なお、デイジョンの高等法院は、大審部、刑事部、調査部、訴訟審査部が

- ら構成され、全体で十一名の裁判長（President）、六十二名の実働の評定官（conseiller titulaire）、十一名の名誉の評定官（conseiller honoraire）を擁した（Pierre Gras (dir.), *Histoire de Dijon*, Toulouse, 1987, p. 152）。
- (3) 同前 p. 18-19.
- (4) 〈Observation sur l'histoire naturelle〉, in Montesquieu, *Œuvre complète*, (Bibliothèque de la Pléiade) vol. I, p. 43.
- (5) M. Bouchard, *De l'humanisme à l'Encyclopédie*, p. 597; L'Académie de Dijon, p. 18.
- (6) *De l'humanisme à l'Encyclopédie*, p. 598; L'Académie de Dijon, p. 18-20.
- (7) 十八世紀のディシモンの法服貴族の社会的状況にこう述べ、M. Bouchard, *De l'humanisme à l'Encyclopédie*, Livre III, Section I 中、最近の概説的記述にこうして、Pierre Gras (dir.), *Histoire de Dijon*, chap. IV.
- (8) M. Bouchard, 同前 p. 537.
- (9) 同前 p. 532.
- (10) Jean Richard (ed.), *Histoire de Bourgogne*, Toulouse, 1984, p. 293.
- (11) M. Bouchard, *De l'humanisme à l'Encyclopédie*, p. 543
- (12) ディシモンの法服貴族界における考証学の伝統にこうして、同前、Livre I, Deuxième Partie 中、Livre II, Première Partie.
- (13) 同前 p. 501-17.
- (14) 同前 p. 434-5, 562. なおデュフォンについては、ビエール・ガスカールの書いた伝記が邦訳されており、参考にした（石木隆浩訳『博物学者デュフォン』白水社、一九九一年）。
- (15) 同前 p. 564sq.
- (16) M. Bouchard, L'Académie de Dijon, p. 20.
- (17) 同前 p. 23sq.
- (18) ブロスにこうして、Bouchard, *De l'Humanisme à l'Encyclopédie*, p. 648sq.
- (19) M. Bouchard, L'Académie de Dijon, p. 30.
- (20) 同前 p. 28.

- (21) 同前 p. 32.
- (22) M. Bouchard, De l'humanisme à l'Encyclopédie, p. 601.
- (23) 同前 p. 587, 603sq..
- (24) 同前 p. 607-8.
- (25) 同前 p. 609sq..
- (26) 同前 p. 578-9.
- (27) 同前 p. 609, L'Académie de Dijon, p. 42.
- (28) M. Bouchard, De l'humanisme à l'Encyclopédie, p. 610.
- (29) 同前 p. 610-1.
- (30) M. Bouchard, L'Académie de Dijon, p. 46-7. 『アカデミーの懸賞論文の応募規定—一般たぐいは Daniel Roche, Le siècle des lumières en provence—Académies et académiciens provinciaux, 1680-1789, tome 1, p. 327-8.
- (31) M. Bouchard, 同前 p. 54; D. Roche, 同前 p. 336sq..
- (32) M. Bouchard, De l'humanisme à l'Encyclopédie, p. 548-9; L'Académie de Dijon, p. 49.
- (33) George R. Havens, Jean-Jacques Rousseau Discours sur les Sciences et les Arts, MLAA, 1941 [reprinted edition, 1966], p. 25; M. Bouchard, L'Académie de Dijon, p. 81sq..
- (34) M. Bouchard, 同前 p. 83-4.
- (35) 同前 p. 90-1.
- (36) 同前 p. 89-90.
- (37) 同前 p. 88-9. 傍点は筆者。
- (38) 同前 p. 91.
- (39) 同前 p. 93.
- (40) 同前 p. 93.
- (41) 同前 p. 96.

【付記】

この論文は、先頃、刊行した『ルソーとヴォルテール』（世界書院・一九九五年六月）執筆の途中で手を付けた、いわば脇道の産物である。また、直接には、本論叢第六十八集に掲載した論文「ヴォルテールとルソー——『学問芸術論』まで」に続くものである。上記の著書やこれらの論文を書くにあたっては、内外の図書館所蔵の文献資料の収集について、本大学図書館の参考係司書、合田さゆりさん、福田宣子さんに、たいへんお世話になった。心からお礼を申し上げたい。